

平成 26 年度第 3 回周南市行政改革審議会会議録

- 日 時 : 平成 26 年 8 月 12 日 (火) 18 時 00 分～20 時 00 分
- 場 所 : 周南市役所本庁 本館 2 階 第 2 応接室
- 出席者 : 行政改革審議会委員 9 名
- 事務局 : 近光行政改革推進室長、道源主幹、神本係長、久行主査、潮田主任、
山本主任
増本財務部長、坪金財務部次長、亀割財務課長補佐
- 傍聴者 : なし

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題

・第 2 回周南市行政改革審議会委員意見について

○会長 次第に沿って、会議を進行したい。第 2 回周南市行政改革審議会委員意見について (1) 市民アンケートについて及び (2) 職員数推移の傾向について事務局からの説明の後に、皆様からのご意見をお願いしたい。

それでは、事務局から説明をお願いする。

(事務局から、内容説明)

○会長 ただ今事務局から 1 点目が市民アンケートについて、2 点目が職員数の推移について説明があったが、このことについて質問や意見などはあるか。

○委員 職員数推移のところで、報酬決算額を一人あたりの年間の標準額で割ったと説明があったが、一人当たりというのは何一人当たりか。

○事務局 先ほど説明したように嘱託・臨時職員の働き方は多様なので、同じ方が年間を通じ雇用された場合の額で決算額を割り、人数に換算している。

○委員 たとえば同じ人が 9 時から 5 時まで一年間働いた場合の報酬額で割ったということか。

○**事務局** その通りである。先ほど説明のとおり、嘱託・臨時職員の働き方は多様なので、同じ方が年間を通じ雇用された場合の額で決算額を割り、人数に換算し、この推移を出している。

○**委員** ということは嘱託職員については嘱託職員の年間額で、臨時職員は臨時職員の額で割っているということか。

○**事務局** その通りである。会計上のくくりが異なるので、それぞれの額をそれぞれの額で割っている。

○**委員** そうするとそれは実数ではなく想定の数ではないか。

○**会長** 先ほど説明があったように2か月しか働かない場合などがあるので、延べ人数にすると実際の人数は増える。

しかし、実際には2か月しか仕事をしないので、そうした方が6人いれば1人が1年間働いたということになる。何か基準がなければということではないか。

○**委員** それは分かる。しかし、実数でないことも確かである。

○**会長** そうすると職員数と合わなくなってしまう。ということで、これは素案には記載しないということか。

○**事務局** 当初のご指摘が職員数は減っているが、それに対して嘱託職員と臨時職員の数が逆に増えているのではないかというものだった。

それについて、こういう示し方にはなったが、嘱託職員、臨時職員、正職員の合計でみると、平成16年度から25年度までの推移として減ってきていると読み取れると考えている。

○**委員** たとえばこのデータを示すことはどういったことを言いたいのか。

○**事務局** 素案の3ページにおいて合併からの職員累積削減数が337人と簡単に記載されているが、嘱託職員や臨時職員の人数が増えているのではないかというご指摘だった。

延べ人数では正職員数との対比が難しいため、決算額を標準的な額で割り、人数換算することで、全く同じではないが、一人というレベルを合わせて推移

をみている。

正職員数については、減ってきており、嘱託職員や臨時職員とあわせても減っていると資料から説明させていただいた。

○委員 職員数の適正化ということか。

○事務局 その通りである。繰り返しになるが、正職員は減っているが、それ以外の職員が増えているのではとのご指摘だった。

そうしたご指摘に対して、必ずしもそうではないと示す資料になると考えている。

○会長 一人当たりの業務量は増えていると考えられるのか。

○事務局 地方分権の推進に伴い県から市へ仕事に移るなど、業務量は増える方向である。

○会長 職員数の適正化ということがこの資料で判断できるかはよく分からない。

しかしながら、合併以降、職員一人当たりの仕事量は増えていることはここから判断できると考えられる。

それで現在業務が回っているのなら、適正化しているともいえるのかもしれない。

○会長 このことについて他に意見がないようなので、次の議題へ移りたい。

・第3次周南市行財政改革大綱（素案）の審議について

○会長 それでは、第3次周南市行財政改革大綱（素案）の審議について、事務局から説明をお願いします。

（事務局から、内容説明）

○会長 素案の第2章から第4章について、皆様からの意見に対する事務局の対応について示してもらった。説明にあったが、行財政改革大綱というのは個別の政策に対する指針なので、その点をもう一度お考えのうえ、特にご自分が質問された箇所は、これでよいのかといった点も含めご意見をいただきたい。

○委員 NO13の市民との共創共生についての箇所、中山間地域における各種団体との協働は不可欠という回答である。

ご存じのとおり、中山間地域は高齢化が進み、人口も減り、大津島では約350人で、鹿野地区においては、約3,500人。

人口の多いところではなくて、人口減で高齢化が進んでいるところにおいて、協働が特に必要であるという具体的な理由についてお尋ねしたい。

○事務局 中山間地域は都市部と比べ、人口減少や高齢化などの様々な問題がいち早くでてくると考えられる。

その上で、中山間地域では自助公助の自助の部分が衰え、自分でできない方が増えてくると考えられる。

そうなった時に共助、公助をしていくべきだと考えるが、地元にある団体や、ご近所さんとの協働、企業も含め、そういった団体との協働を早く考えていかなければならない。

いきなり公助ではなく共助も含め考えていく必要があるので、中山間地域は特に、と表現している。

○委員 コンパクトシティでの集約化という考え方もあると思うが、人口減の地域においては今ある行政サービスの維持、むしろ拡大するような方向でいかないと自助だけではどうしようもないし、また、協働する力もどんどん少なくなっていくと思われる。

あと10年たったらどうなるのか。山の問題は大きな問題で、皆さんの水と緑を維持していくことを考えた時に、中山間地域に関する特別な配慮が必要と思っている。

○会長 市庁舎の集約化はあるようだが、一般的に言われるコンパクトシティとはみんなが集まって住むといった解釈だと思うが、それについて市はそのような判断はしていないのか。

○事務局 公共施設再配置の基本方針にもあるように、地域のまちづくりにおいて必要な機能は残していくこととしている。

将来へ向け、人口が減り高齢化が進み、どういった役割が必要になるのかというのは当然これから検討していく必要があり、また、それに見合ったサービスを残していくことを検討する。

ただ、一般的に言われるコンパクトシティ、すべてを中心という訳ではな

く、拠点でのまちづくりと言っている。

庁舎については、分散している本庁機能を集めるということである。

○委員 NO11について、対応方針の中で事務事業の評価を行っていると書いてあるが、評価を実施した後、具体的にはどういった見直しがされているのか。

○事務局 平成17年度から評価を開始し、毎年度評価を実施し、結果について公表もしている。評価結果はABCDの4段階で評価し、それに基づき所管課が翌年度予算に対して改善し、反映している。

毎年の実績、市民ニーズを検討する中で、優先度を付けている。

○委員 このように書いてしまうと、どんな質問がでて、皆さんなら文書で書けるから、あまり議論が深まらない。

結局、コンパクトシティにしても、その構想は1973年の雑誌にすでに掲載されている。

しかし、今日まで、言葉はあるが、これがコンパクトシティだというものはない。定義もあるが、半分はヨーロッパの定義である。

例えば、北欧でコンパクトシティができたというのは、土地のほとんどを国と自治体が所有し、民有地がないからできる。

日本は私有だからなかなかできない。そういう条件の違うところで、コンパクトシティの定義をもってきても、議論がまとまらない。

だから、会議で質問が出て、答えがでる。これでやったら、それはそうですね、とならないと思う。本当にそれでよいかというのがひとつ。

もう一つ、NO23のPFIの導入について、誤解があったようだ。これは疑問だからこう書いている。やってくれというのではない。やらない方がよいと思う。あちこちの実績も調べたが、結論からすると成功したところはない。実際の実績は何十年も先になると思うが、日本では成功する見込みがないから、検討をする必要がないとここに書いた。

そういうことで、むしろ執行部の方は質問が出たことに対し、どんなことを思われたかを聞いてみたい。

そうしないとどんな質問がでて、ここに書いています、こういう文書を作っています、ということになる。

○事務局 今回は大綱ということで、大きな部分のお話をさせていただいているが、皆さん、個別の事業はどんなのかと思われているのではと思っている。

これについては、今後、個別計画を作っていく。また、まちづくり総合計画

の中でも取り組んでいくことになる。

やはり具体的な改善、手法について皆さんのご意見をいただきたいと思っている。

○委員 書いてあることは、よいライン。あとはやるかやらないかである。市民の方が見て、市がやる気になっていると思うと、考えかたもやる気になって考える。言っただけはいるが、本当にやるのかと思う時は、大方の市民は反対する。反対して損はないとなる。これが市民の知恵であるとも言える。

だから、本気でやります、お金、人口、高齢化、少子化がこうなんです、とそういう部分が伝わっていくような努力をしないとイケないと思う。

○事務局 一昨年、公共施設再配置計画を取り下げた。今のご意見でいうと、どこまで本気なのかというよりも、皆さんにどう説明してきたかというのが不足していたと、非常に反省している。

今から具体的な実施方針を出し、パブリック・コメントも実施するが、説明し、本気度を示すことも必要になってくると思う。

○委員 市政の市民参画の推進について質問され、対応方針の中に、市民活動推進のための環境整備を行います、とある。

周南市の市民参画というのは、計画段階ではなく、決定段階での市民参画ということで、市民活動は市民参画であるのか。

まちづくりに関して、市民力の向上に向けて動いて、市民の意見が計画段階で反映されれば満足度も上がり、協働しているという実感もわくが、決定事項での市民参画である。

そのところが、市民活動推進のための環境整備を行うという回答では、現状と少しずれていると思う。

○事務局 どの段階で市民の皆さんに入ってもらえるか非常に難しいところである。手法としては、最初から全部一緒に作りあげるという方法もある。

また今回のように素案という段階であったり、パブリック・コメントを実施する段階であったりもする。

○委員 市民参画条例も、そうになっている。それ以前にまちづくりなりで、市民活動が推進され、市民力が向上していけば、そうした素案にも協働していけると思う。

しかし、決定段階で出れば、市民の通常生活の場面と少し違うのではないかと、

というものもでてくる。ここで市民活動推進のための環境整備が、市政への市民参画の推進にイコールではなく、更に計画段階での市民参画に発展するようなことが明記されればよいが、それも難しい。

事務局が市民参画について、どのくらい理解しているか聞いてみたい。なかなか計画段階での市民参画になっていないのが周南市の実情だと思う。

○会長 市民参画条例では、計画段階で関われるようになっていないのか。

たとえば、中山間地域の夢プランでは、ある程度市民の方が地域のことを考えるうえで、最初から話し合っていくと聞いている。

委員のご意見はそういうことなのか、それとも違うことなのか。

そうであれば市民参画として周南市の中でも先進的な例だと思っている。そういうことを違うところに波及させていくような、個別計画に落とすか、または大綱に一言加えることによってできるのではないかと思うのだが、まず市民参画条例の中で関われるようになっていないのか。

○事務局 市民参画条例は、平成19年の4月に施行している。その中で、パブリック・コメント、ワークショップ、審議会など、市民参画の方法を用いて、市民の皆さんの意見を聞きながら、市民と行政の協働による市政の運営を推進するという目的で条例を定めている。

○委員 ワークショップは、ゼロという数字になっている。でもゼロではなく、市民活動でのワークショップを、鹿野地域では3回開いて、プレゼンも実施した。

しかし、それは周南市の場合、市民参画に属さず、数値として挙がってこない。市民参画というのは、行政が市民に対して決定段階で伝え、それに対してパブリック・コメントがあるかどうか。

○事務局 パブリック・コメントが一つ。こういった外部の方が入られるこうした審議会をやっているか、そういったいろいろな選択があるのは確かである。

○委員 周南市の市民参画条例は、決定段階というところ。市民参画の推進ということで、意見を伝えているわけだが、この回答は適正ではない。

○委員 市民参画というのは、本当は、市民が自分自らやったときに、行政が援助するかどうか考えて、必要なければ関与せず、しかしわずかでも補助が必要なら出しましょうという関係ができた時、それが本当の市民参画である。

審議会とかパブコメとか市民参画でもなんでもなく、通過儀式になっている面もある。

新南陽で、「夢風車通り」を作ったとき、行政が何も言わないときから、その住民がああでもないこうでもない、ものすごく自分たちのお金を使ってやった。色んな事をやって最終的にあの道ができた。

行政がやったのはお金を出すだけ。ワークショップを大勢で行い、回数を重ね、タイルの貼り方、樹木の種類、間隔、バス停の位置も全部自分達でやった。

そして、中電に行って、県に行って、電線の地中化をお願いした。通りにある大きなモニュメントも、全部市民がやった。

最後に県と話し合っ「夢風車通り」の看板を作ってもらった。それだって直接には周南市は関わっていない。県に作ってもらおうと、県発行の地図に「夢風車通り」の名前が掲載された。

そういうことが生まれたときに応援をするのが市民参画条例だと思う。

もう一つ、新南陽で「夢風車」もゼロから、テーマだけ市が決めて、諮問は白紙で出した。だからものすごく職員は苦勞したと思う。計画についても市の職員は一切書いていない。これからもそうしたことができたらいと思う。

しかし、そうしたことは行政があまり受け入れない。言葉は市民参画であるが、自分たちのやったことに賛成してほしいだけで終わるケースが多いと思っている。

○会長 周南市でかなり市民参画が進んでいる分野のご紹介があった。個別計画でそういうところを評価する必要はあると思うが、うまく進んでいくような事例があるなら、個別計画で提示していくことができると思う。

○事務局 市民参画の推進については、委員が言われたように、市と市民の皆さんの関係で進めていく場合もあるし、市の関与のことについて、36ページで、市民の皆さん自らが解決できるような環境整備をしていくということで挙げている。

市民参画については同じページの市民参画の推進という項目で挙げている。大枠では、市民の多様な意見やアイデア等をいただきながら、ともに考え、ともに進める協働のまちづくりの実現を図ります、としているが、実態としてそうっていないという委員からのご指摘だと思われる。

会長からあったようにこのことを所管課へ伝えて、個別行動計画の中で、計画段階から市民の皆さんに入っただいて、事業を進めていくという方式が検討できないか、また、推進するような個別行動計画はできないかと投げかけていきたいと思う。

今後予定している個別行動計画のご審議のときにその辺が入っていなければ、入っていなかった理由は申し上げることになるが、極力入れるよう所管課へ伝えていきたい。

○委員 NO12、15について。これから少子高齢化社会になって財源不足の可能性が高いと、市では考えている。具体的な問題に対して、一つ大切なのは、他市にもあるが市民病院がある。病院の収入源は、今後高齢化社会になると、今後より多くの収入が見込まれる。

今、周南市に周南市民病院と徳山中央病院、医師会病院、3つの大きな病院がある。その経営者と市の関わりがどのようになっているか、それを質問したところである。

余裕のある法人、市民というのは、そういう人たちであると思われる。たとえば、税金を滞納している人の利息を取り立てるといような小さな問題よりも、簡単に言えば余裕のあるところから取るということを考えたらと思う。

質問内容としては、新南陽市民病院、徳山中央病院と医師会病院の関わりをお聞きしたい。

○会長 病院経営はかなり厳しいところが多いと思うが、いかがか。

○事務局 29ページに市税の収納率の向上という観点で書いているが、周南市の場合、市税が収入の根幹を成すので、公平公正な行政という意味からも当然収納率を確実に上げていくことが重要であるので、この点をご納得いただけるのでは、と考えている。

今のご意見の中で、法人から寄付を募るといことは、確かに現在ふるさと納税という寄付をいただいております、国も見直しをしている。

それが恒常的な財政運営上の財源になるか難しいが、市民の皆さんからのご協力をいただくことを考えていけないことは委員のご意見のとおりだと思ふ。

ご質問の、新南陽市民病院、徳山中央病院と医師会病院について。

今、市が行っているのが新南陽市民病院。徳山中央病院は国立に変わった。医師会病院は、市内の個人病院の先生方がお金を出し合って経営しているが、経営は厳しい。昨年の医師会病院の建て直しに際して、市は建物への助成を行っている。

市民病院も、民間で手を出せない部分を行政が担うという部分があり、民間から市立になったという経緯がある。

これについても市の税金からある一定の金額を出した上で、なんとか経営を

している。

中央病院など、病院に対しては税法上の優遇措置が国の制度にある。市に対して、いろいろな面で協力いただける部分はあるが、財源的な協力は厳しいと思う。

○委員 市民は周南市に住めば市民税を払う。法人もそう。周南市に誘致した場合、法人税を払うのに、病院は市の所有物ではなく、周南市にあるのになぜ税金が取れない。

周南市で運営している病院は、補助を出すのではなく、法人と同じように、税金を取ると言えないのか。

病院にしてみれば患者はいくらでもきて、なおかつ補助金までもらえる。行政として、法人と同じように税金をいただくと、法案でも市全体でもそういうふうにもっていく、そういう努力はできないか。

○事務局 私どもにとっては、大変ありがたいご意見である。

○委員 そこが大きな収入源につながると思う。

○会長 病院は、補助金を出さざる得ないほどの経営状況なのではないか。

○委員 国から補助金を待っているようでは、税収は増えない。自分たちで税収を増やす施策を行っていかなくてはいけない。

○会長 税を取るというのは公平性という考え方がある。平等に取るわけではない。その中で病院経営は、社会的に見て、最終的に医療を受ける人のコストに反映されてくるので、そう考えると税を取らないことを公平と考えることも理解できる。

他の企業とは違う消費活動になってくるので、そこで公平性を保とうとする国の考えであると思う。確かにそれを公平と考えない人もいる。

○委員 公平というより、病院経営をしている人は、こういう経営をすれば、こういう収入が見込まれるからやっている。

周南市の場合、人口が15万人であれば、高齢化も見込み、どれくらいの患者が来ると見込んでいるから大きくできる。

そこを行政が突っ込んでいかないといけない。逆に周南市はこういうふうにもっていきますよと、それが税収に繋がる。

○会長 病院は難しく、やらざる得ない環境もある。一次、二次、緊急対策についてどれくらいやるのか、病院の規模や立地によって決まっている。

○委員 病院に限らずなんでもそう。国や自治体は、お金を取ってきて、あちこちばらまくのが仕事。

○会長 市から一部でも補助金を出してもらっているのなら、甘えない経営をしてもらおう。もちろん甘えていると思っている訳ではないが、効率的な経営ができていないのであれば問題だが、補助金を出す以上チェックはされていると思う。各病院の財務データも出していると思うのでご確認いただければと思う。

○委員 今のはよい意見だったと思う。そういう目で物事を見ないといけない。皆さんは公務員で、法律に基づいてやるのでそういう見方ができない。

例えば、先日予算書を見たら、地方卸市場には、1億8千万円くらい市が出している。

毎年1億数千万と貴重な人材を使って大赤字。将来黒字になる見込みがない。なぜやらなければいけないか。

市の職員から言えば法律があるから、やめられない。本当にそうなのか。根底から問わなければいけない。

○委員 周南市から出された対応方針で、最後の24番について、事業の選択と集中を図り、将来を見据えた事業を行っていく必要があるとあるが、それはその通りだと思う。

質問にいくつか書いたが、これは周南市の5年間の第3次行財政改革大綱である。

他の質問事項に関して、例えば、5番や6番。公共施設のマネジメントの推進に関して、優先順位を付けてください、明確化した方がよくないですかという意見の回答として、周南市公共施設再配置計画を策定して、その中で検討していく、とある。

それはどちらが上位なのか。行財政改革大綱の方が上位でなければならないのではないか。ここで、これを優先してくださいと示し、そちらの計画で検討するというのが筋ではないか。

たとえば、公共施設のこれからの5年間というのは短い。選択と集中でどこをやるとははっきりいわないと、5年間ではできないと思う。

なので、例えば、今後5年間は学校の耐震改修を優先的にやりますとか、一

言入れたらと思うが、それがないから読んでもつまらない。

それに対する対応方針で、周南市の公共施設再配置計画をこれから策定してやっていくと回答されているが、こちらの方が上位なのではないか、というのが質問だった。

だから、大綱で選択と集中をこうしてくださいと出した方がよくないか。

○委員 関連して。財政計画というのはどういう計画なのか。再配置計画も。市が何のために、これから何をするか、に基づいて議論しているのか。

たとえば24ページの図について、基本構想、基本計画、実施計画があつて、下支えと書いてある。

この下支えとは、下位計画なのか上位計画なのか。行財政改革大綱というのはピラミッドのどこにあるのかわからない。先ほどの委員の意見のとおりだと思う。金がないとできないから、下から支えようがない。

○委員 人とお金が足りないから、選択と集中をしないといけなくなっているので、ここで示すべきは5年間だったら、公共施設ならこれとこれを優先した方がよい、ともう少し具体的に書かれた方がよいのではないか。というのが全体的な感想である。

○事務局 この図でいえば、上にまちづくり総合計画があり、行財政改革をやることで、今後のまちづくりの財源を捻出したい、ということで下支えである。

また、財政以外の部分で言えば、効率化を図ることによって上位計画であるまちづくり総合計画の実現を下支えするという認識である。

よって、市の全ての計画の上位といえばまちづくり総合計画である。

○委員 上位がまちづくり総合計画と言われたが、お金、人、物というのは、だんだんなくなってきている。

現在、行財政改革のことについて話し合っているが、あるだけの資源を使ってまちづくりをやっていかないといけない。

だから、そういった意味ではこちらの方が上位だと思うが、いかがか。

○事務局 それについては、はっきりとしたまちづくりのビジョンというのがある。そのときの時代によって変わってくるが、ご指摘のとおり、お金がないと何もできないというのは確かにある。

その部分を、行革部分で何とか捻出しましょうということがこの計画であるから、それが下にある。

先程の公共施設の話も同じ。現在、施設再配置計画を作っている真最中だが、その中で色々な分析をして何をしなければいけないかを検討している。

それをやるための指針となるのがこの計画。ここである程度大きな方向性を出して、それに基づいて同時並行で個別の計画の作業をしている。

○委員 これに基づくのであれば、こちらが上位になるのか。

○事務局 上位である。

○委員 先ほどの話では、まちづくり総合計画が上位とあったが。

○会長 まちづくり総合計画が上位である。その下に、行財政改革大綱があり、その下に、また個別計画がある。

公共施設再配置計画よりはこの計画の方が上位だが、まちづくり総合計画は更にその上位にあるということによいか。

○事務局 その通りである。

○委員 まちづくり総合計画の素案でも見ないとなかなか第3次行財政改革大綱もたてづらい。

○会長 ここでの内容をある程度まちづくり総合計画に反映させるということによいか。計画期間が一緒なので、現在、同時並行で進んでいると思うが。

○委員 例えば、大綱で公共施設は学校の耐震補強にお金を優先的に使いましょう、とすれば、まちづくり総合計画でそれを受けて計画をたてるという流れはないのか。

○事務局 ここで出たまちづくり総合計画に関する意見は、担当課に伝えさせていただく。

○委員 例えば、新産業の創出、6次産業を盛んにしての税収増や、収入増を図るとするのは、まちづくりの一環の話になるので、まちづくり総合計画とマッチングしないとうまくたてられないのではないのか。

○会長 解釈が違うかもしれないが、この大綱では、財政的には切迫している

から、何かをしないといけないが、その際はこういう選択肢がある、というところまで、実際どうしていくのかというところは個別計画の方で計画を立てる。

大綱が上位なので、これに沿っていくわけだが、公共施設の再配置についても、マネジメントを推進していかないといけない、というところまで止まっていて、それを実際に推進するにあたっては、個別計画で計画を立てていくのではないのか。

○事務局 まさしくその通りである。

大綱ということで、大枠を決めていただくということだが、そうは言いながらも、大綱を作る段階で、個別の取組みを想定しながら素案として作っている。

従って、主な取組みについては第3章の中で、具体的な内容は示したつもりだが、更に数値目標やそれを達成するためにどういう計画でやっていくかを、個別行動計画の中でお示し、また、ご意見をいただきたい。

また、新たにこれをやったらよいのではないかと、いった意見をいただきたい追加していきたい。

その個別行動計画の大枠を、この大綱で示していきたいということである。本来なら個別行動計画と一緒に出すべきだが、出来次第お諮りし、大綱に反映させるべきご意見があれば反映させていきたい。

○委員 大綱を作る流れがわかりづらい。

○事務局 上位計画のまちづくり総合計画の内容と整合をとりながら、また、個別行動計画の内容を睨みながら素案を作っている現状である。

決まってから作るのではなく、同時並行で作っている関係でわかりにくい面があるのは承知しているが、個別行動計画の中で具体的内容をご審議いただき、反映させるべきものは、大綱に反映させていきたい。

具体性が欠ける部分があれば、そういったところで検討させていただきたい。

○委員 個別行動計画は、行革が作り、実行するのは各担当課がするのか。

○事務局 作るのも、実行するのも担当課である。

○委員 それは可能か。仕事を廃止することが、端的に言えば行革の基本。その仕事を担当課に任せ、人もいらなくなる予算も少なくなるがよいかと聞けば、周南市の役所の組織としてそうなるのか。普通、仕事を増やそう、予算を増や

そう、権力を増やそうとするのではないか。

ここに棚卸とあるが、棚卸とは、自分のことを全部挙げてみて、いらぬものをのけていく。5つあっても、4つで良ければ1つのける。これが棚卸。

物で言えば、1年間置いておくのであれば、管理費がプラスされて、100円の物は110円になる。だから在庫を減らしていく。これが棚卸で、事務についてもそう。

事務についても、この事務はいらぬのではないかとということをやるのが棚卸で、書いてあるとおりである。

しかし、担当課がやって、誰が監督するのか分からないが、可能なのか。

○会長 個別行動計画は市民が入って作るのか。

○事務局 個別行動計画は担当でやるが、実際担当が一番よく知っている。改善が進まないのではというご指摘だが、今までの行政評価についても、自己評価によって改善しているので、ある程度所管課で改善する仕組みはできていると考えている。

そうした中、行政改革推進室で、個別行動計画の内容を作り、提示した上で、追加するものや、どういった事情で難しいとか、そうした選択を所管課で行ってもらっている。

提示内容をやらない場合は理由もつけてもらい、最終的には、庁内の推進本部で諮ったうえで、決定していこうと思っている。

ある程度自己評価するそういった仕組みができていことと、庁内における第三者的な立場の我々を含めて行革本部等で決定していくので、それをこの審議会に素案として出す。

更に市民の代表である委員の皆さんの意見を加えることで、実行性の高いものにしていきたい。

○委員 組織論の中では、いかにも課長、部長が指令しているようだが、実際は下のものが決めていく。組織とはそういうものである。

市長や部長が立派なことをいっても、案を作って実際やるのは担当であり、主査であり係長である。

だから、行革をするときに、文書はできるかもしれないが、担当者が決めて、担当者があげてきて、といったことは、実際にはできないと思う。

○会長 実感からいうと、市町村の職員は仕事量がとても多い。できるなら減らしていきたいと皆さん思っていると思う。減らせないのは、上からのとかで

はなく、市民が反発して減らせないところもあると思う。

だからこういうところで市民の意見を聞いて反映させてもらおう、というところが必要で、結構、住民が阻害しているというのが一つあると思う。

また、今言われた意見など反映させていただいて、適正な仕事量というか適正な市でやるべきことに反映させていただければと思う。

あと、残りの第4章、38ページから40ページのところだが、そこについて皆さんからご意見があるか。

ないようなので、本日は終了とさせていただきます。

(閉会)